

福井県報

第 291 号
令和 6 年
3 月 26 日(火)
火曜日発行

目次

(※は県例規集登載事項)

規則

- ※福井県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(一四・環境政策課)……………二
 - ※介護保険法施行細則の一部を改正する規則(一五・長寿福祉課)……………三
 - ※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(一六・障がい福祉課)……………五
 - ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則(一七・保健予防課)……………二二
 - ※調理師法施行細則の一部を改正する規則(一八・医薬食品・衛生課)……………二四
 - ※福井県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則(一九・同)……………二五
 - ※食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(二〇・同)……………二五
 - ※福井県水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例施行規則の一部を改正する規則(二一・同)……………二八
 - ※福井県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(二二・経営改革課)……………二八
 - ※家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則(二三・中山間農業・畜産課)……………二九
 - ※土地改良法施行細則の一部を改正する規則(二四・農村振興課)……………三〇
 - ※漁港漁場整備法施行細則等の一部を改正する規則(二五・水産課)……………三四
 - ※遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(二六・同)……………三六
 - ※福井県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則(二七・河川課)……………三七
- 告 示
- ※旅館業法施行条例第四条第一項第六号の規定に基づき知事が定める施設(二一四・医薬食品・衛生課)……………三八
 - 国土調査の成果の認証(二一五～二一八・農村振興課)……………四七
 - 指定納付受託者の指定(二一九、二二〇・道路保全課)……………四八
 - 道路の区域の変更(二二一～二二五・同)……………四九
 - 道路の供用の開始(二二六～二三一・同)……………五〇

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルの実施(財政課)……………五二
- 土地改良区の役員の就任(福井農林総合事務所)……………五四
- 教育委員会告示
- 公印の改刻および廃止(二・教育政策課)……………五四
- ※福井県立高等学校における主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数の一部を改正する告示(三・高校教育課)……………五四
- 企業管理規程
- ※福井県公営企業財務規程の一部を改正する規程(一)……………五六

規則

福井県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第十四号

福井県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

福井県環境影響評価条例施行規則(平成十一年福井県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二(第六条関係)	別表第二(第六条関係)	別表第二(第六条関係)	別表第二(第六条関係)
事業の種類	事業の種類	事業の種類	事業の種類
一〇八(略)	一〇八(略)	一〇八(略)	一〇八(略)
九 条例別表第九号に掲げる事業の種類	九 条例別表第九号に掲げる事業の種類	九 条例別表第九号に掲げる事業の種類	九 条例別表第九号に掲げる事業の種類
1 〇 3 (略)	1 〇 3 (略)	1 〇 3 (略)	1 〇 3 (略)
4 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十二条第一項本文の許可の申請または同法第十五条第一項の協議	4 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十二条第一項本文の許可の申請または同法第十五条第一項の協議	4 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第八条第一項本文の許可の申請または同法第十一条の協議	4 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第八条第一項本文の許可の申請または同法第十一条の協議
5 (略)	5 (略)	5 (略)	5 (略)
十 条例別表第十号に掲げる事業の種類	十 条例別表第十号に掲げる事業の種類	十 条例別表第十号に掲げる事業の種類	十 条例別表第十号に掲げる事業の種類
1 〇 2 (略)	1 〇 2 (略)	1 〇 2 (略)	1 〇 2 (略)
3 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項本文の許可の申請または同法第十五条第一項の協議	3 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項本文の許可の申請または同法第十五条第一項の協議	3 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請または同法第十一条の協議	3 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請または同法第十一条の協議
11 条例別表第十一号に掲げる事業の種類	11 条例別表第十一号に掲げる事業の種類	11 条例別表第十一号に掲げる事業の種類	11 条例別表第十一号に掲げる事業の種類
1 (略)	1 (略)	1 (略)	1 (略)
2 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項本文の許可の申請または同法第十五条第一項の協議	2 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項本文の許可の申請または同法第十五条第一項の協議	2 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請または同法第十一条の協議	2 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請または同法第十一条の協議
3 〇 4 (略)	3 〇 4 (略)	3 〇 4 (略)	3 〇 4 (略)
十二・十三(略)	十二・十三(略)	十二・十三(略)	十二・十三(略)
十四 条例別表第十四号に掲げる事業の種類	十四 条例別表第十四号に掲げる事業の種類	十四 条例別表第十四号に掲げる事業の種類	十四 条例別表第十四号に掲げる事業の種類
1 (略)	1 (略)	1 (略)	1 (略)
2 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項本文の許可の申請または同法第十五条第一項の協議	2 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項本文の許可の申請または同法第十五条第一項の協議	2 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請または同法第十一条の協議	2 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請または同法第十一条の協議
3 〇 4 (略)	3 〇 4 (略)	3 〇 4 (略)	3 〇 4 (略)

十五 条例別表第十五号に掲げる事業の種類	1 (略) 2 宅地完成及び特定盛土等規制法第十二条第一項本文の許可の申請または同法第十五条第一項の協議
十五 条例別表第十五号に掲げる事業の種類	1 (略) 2 宅地完成等規制法第八条第一項本文の許可の申請または同法第十一条の協議

附則
この規則は、公布の日から施行する。

介護保険法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第十五号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則(平成十一年福井県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(趣旨)
第一条 (略)

(趣旨)
第一条 (略)

第一条 指定または開設許可の申請)
 第二条 法第七十条第一項、第八十六条第一項および第一百五十五条の二第二項の指定の申請ならびに第九十四条第一項および第七十七条第一項の許可の申請は、指定居宅サービス事業者等指定・介護老人保健施設等開設許可申請書(様式第一号)によりするものとする。
 (指定または開設許可の更新の申請)
 第三条 法第七十条の二第一項(法第一百五十五条の十一において準用する場合を含む。)および第八十六条の二第二項に規定する指定の更新の申請ならびに法第九十四条の二第二項および第八十八条第一項に規定する許可の更新の申請は、指定居宅サービス事業者等指定・介護老人保健施設等開設許可更新申請書(様式第二号)によりするものとする。
 第四条 削除
 (指定を不要とする旨の申出書)
 第五条 法第七十一条第一項ただし書(法第一百五十五条の十一において準用する場合を含む。)、および第七十二条第一項ただし書(法第一百五十五条の十一において準用する場合を含む。))ならびに介護保険法施行法第四条ただし書および第五

(業務管理体制の届出)
 第二條 法第百十五條の三十二第二項および第四項の規定による届出は、業務管理体制届出書(様式第一号)によりするものとする。
 2 法第百十五條の三十二第三項の規定による変更の届出は、業務管理体制変更届出書(様式第二号)によりするものとする。
 (公示する事項)
 第三條 (略)
 (国等への情報の提供)

条ただし書の申出は、指定を不要とする旨の申出書(様式第四号)によりするものとする。
 (指定居宅サービス事業等変更届出書等)
 第六條 法第七十五條第一項、第八十九條、第九十九條第一項、第一百十三條第一項および第百十五條の五第一項の規定による変更の届出は、指定居宅サービス事業等変更届出書(様式第五号)によりするものとする。
 2 法第七十五條第一項、第九十九條第一項、第一百十三條第一項および第百十五條の五第一項の規定による再開の届出は、指定居宅サービス事業等再開届出書(様式第六号)によりするものとする。
 3 法第七十五條第二項、第九十九條第二項、第一百十三條第二項および第百十五條の五第二項の規定による廃止または休止の届出は、指定居宅サービス事業等廃止(休止)届出書(様式第六号の二)によりするものとする。
 (指定介護老人福祉施設の指定辞退の届出)
 第七條 法第九十一條の規定による指定の辞退をしようとする者は、指定介護老人福祉施設指定辞退届出書(様式第七号)を知事に提出しなければならない。
 (介護老人保健施設等開設許可事項変更許可申請書)
 第八條 法第九十四條第二項および第百七條第二項の規定による変更の許可の申請は、介護老人保健施設等開設許可事項変更許可申請書(様式第八号)によりするものとする。
 (介護老人保健施設等の管理者の承認の申請)
 第九條 法第九十五條および第百九條の承認を受けようとする介護老人保健施設等の開設者は、介護老人保健施設等管理者承認申請書(様式第九号)を知事に提出しなければならない。
 (介護老人保健施設等広告事項の許可の申請)
 第十條 法第九十八條第一項第四号および第百十二條第一項第四号の許可を受けようとする者は、介護老人保健施設等広告事項許可申請書(様式第十号)を知事に提出しなければならない。
 第十一條 削除
 (業務管理体制の届出)
 第十二條 法第百十五條の三十二第二項および第四項の規定による届出は、業務管理体制届出書(様式第十二号)によりするものとする。
 2 法第百十五條の三十二第三項の規定による変更の届出は、業務管理体制変更届出書(様式第十三号)によりするものとする。
 (公示する事項)
 第十三條 (略)
 (国等への情報の提供)

第十四条 (略)
(その他)
第五条 (略)

第十四条 (略)
(その他)
第十五条 (略)

様式第一号から様式第十一号までを削る。
様式第十二号中「~~第12条第1項~~」を「~~第12条第1項~~」に改め、同様式を様式第一号とする。
様式第十三号中「~~第13条第1項~~」を「~~第13条第1項~~」に改め、同様式を様式第二号とする。
附則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第十六号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十二年福井県規則第七号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(精神科病院の管理者等の届出)

(精神科病院の管理者等の届出)

第三条 (略)

第三条 (略)

2 (略)

2 (略)

3 精神科病院の管理者は、法第三十三条第九項の規定による届出をしようとするときは、医療保護入院者の入院届(様式第五号)、特定医師による医療保護入院者の入院届および記録(様式第五号の二)および医療保護入院者の入院期間更新届(様式第五号の三)によりするものとする。

3 精神科病院の管理者は、法第三十三条第七項の規定による届出をしようとするときは、医療保護入院者の入院届(様式第五号)および特定医師による医療保護入院者(第三十三条第一項・第三項または第三十三条第二項・第三項)の入院届および記録(様式第五号の二)によりするものとする。

4 (略)

4 (略)

5 応急入院指定病院の管理者は、法第三十三条の六第五項の規定による届出をしようとするときは、応急入院届(様式第七号)および特定医師による応急入院届および記録(様式第七号の二)によりするものとする。

5 応急入院指定病院の管理者は、法第三十三条の七第五項の規定による届出をしようとするときは、応急入院届(様式第七号)および特定医師による応急入院届(第三十三条の七第二項)届および記録(様式第七号の二)によりするものとする。

(同意書の記載事項)

(同意書の記載事項)

第七条 法第三十三条第九項の同意書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

第七条 法第三十三条第七項の同意書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二 (略)

一・二 (略)

(精神科病院の管理者の定期報告)

(精神科病院の管理者の定期報告)

第八条 精神科病院の管理者は、法第三十八条の二第一項の規定による報告をしようとするときは措置入院者の定期病状報告書(様式第十五号)によりするものとする。

(仮退院)

第十条 (略)

(精神医療審査会への通知)

第十一条 法第二十九条第一項の規定による入院措置を採ったときの法第三十八条の三第一項の規定による知事から精神医療審査会への通知は、措置入院決定報告書(様式第二十号)によりするものとする。

様式第二十号および様式第四号から様式第五号の二までを次のように改める。

第八条 精神科病院の管理者は、法第三十八条の二第一項の規定による報告をしようとするときは措置入院者の定期病状報告書(様式第十五号)により、同条第二項において準用する同条第一項の規定による報告をしようとするときは医療保護入院者の定期病状報告書(様式第十六号)によりするものとする。

(仮退院)

第十条 (略)

様式第2号(第2条関係)

措置入院に関する診断書

申請等の形式	i i i 親戚または一般人申請(法第22条) i i i 警察官通報(法第23条) i i i 検察官通報(法第24条) i v 保護観察所長通報(法第25条) v i i 矯正施設長通報(法第26条) v i i 医療観察法対象者[指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報](法第26条の2) v i i i 都道府県知事職務警察(法第27条第2項)
申請等の添付資料	i あり i i なし
被診障害者(精神障害者)	フリガナ 氏名 (男・女) 生年月日 年 月 日生 住所 都道府県 市区町村 職業
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゾリー() 2 従たる精神障害 ICDカテゾリー() 3 身体合併症
生活歴および現病歴 [推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。]	(陳述者氏名 姓 名) 初回入院期間 年 月 日 ~ 年 月 日(入院形態) 前回入院期間 年 月 日 ~ 年 月 日(入院形態) 初回から前回までの入院回数 計 回
重大な問題行動(Aはこれまでの、Bは今後おそれある問題行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像(該当のローマ数字、算用数字およびローマ字を○で囲むこと。) <現在の精神症状> 1 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () 2 放火 A B 1 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) II 3 強盗 A B 1 記憶 III 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () 4 等 不同意性交 A B 1 知覚 IV 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () 5 不同意わいせつ A B 1 思考 V 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 傷害 A B 6 感情・情動 7 強迫観念 8 その他 () 7 暴行 A B 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 8 恐喝 A B 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () 9 脅迫 A B 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動抑制 10 窃盗 A B 6 無為・無関心 7 その他 () 11 器物損壊 A B 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動

1 2 弄火または失火	A B	1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()
1 3 家宅侵入	A B	<その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()
1 4 詐欺等の経済的公問題行動	A B	<問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()
1 5 自殺企図	A B	<現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等現遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態
1 6 自傷	A B	
1 7 その他 ()	A B	

診察時の特記事項	I 要措置 II 措置不要
医学的総合判断	以上のように診断する。 精神保健指定医氏名 署名 年 月 日

(県における記載欄)	氏名 (男・女) 続柄または職業 年齢 歳
診察に立ち会った者(観覧者、配偶者等)	
診察場所	
診察日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
職員氏名	
措置の措置	
備考	

記載上の留意事項

- 1 生活歴および現病歴の欄は、他診療所および他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 2 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含むこととする。
- 3 初回および前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 4 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれる問題行動を指し、該当するすべての算用数字、AおよびBを○で囲むこと。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれを重点を置くこと。
- 6 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的および非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 7 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第4号(第3条関係)

措置入院者の症状消退届

年 月 日

福井県知事 様

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

下記の措置入院者について措置症状が消退したと認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の5の規定により届け出ます。

措置入院者 氏名 住所	性別 (男・女)	生年月日 都市区	年 月 日 (満 歳)	措置年月日 年 月 日	病 名	措置入院の経過		
						1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症
フリガナ 氏名 住所								
入院以降の症状または状態像の経過 [措置症状消退と関連して記載すること。]								
措置症状の消退を認めた 精神保健指定医氏名								
措置解除後の処置に 関する意見								
退院後の帰住先								
帰住先の住所								
訪問する支援等に見 関する意見								
障害福祉サービス等 の活用に関する意見								
主治医氏名								

記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 3 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第5号(第3条関係)

医療保護入院者の入院届

年 月 日

福井県知事 様

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

下記の者が医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ 氏 名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	住 所	都道府県	都市 区	町村 区
家族等の同意により入院した年月日	年 月 日	今 回 の 入 院 年 月 日	年 月 日	年 月 日
今回の医療保護入院の入院期間	年 月 日 まで	入 院 形 態	無	無
第34条の規定による移送の有無	有 無			
病 名	1 主たる精神障害 (ICDカテゴリー)	2 従たる精神障害 (ICDカテゴリー)	3 身体合併症	
	生活歴および現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕			
	(特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)			
初 回 入 院 期 間	年 月 日 ~	年 月 日 (入院形態)		
前 回 入 院 期 間	年 月 日 ~	年 月 日 (入院形態)		
初回から前回までの回数	計 回			
(陳述者氏名 続柄)				

<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情緒 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心追 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離入感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 () 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()
<その他の重要な症状>	
<問題行動等>	
<現在の状態像>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 () 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁動状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
医療保護入院の必要性	
〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないことと判断した理由について記載すること。〕	

入院を必要と認められた精神保健指定医氏名	署名		
選任された退院後生活環境相談員の氏名			
氏名	続柄	生年月日	年 月 日 生
住所	都道府県	都市 区	町村 区
同意をした家族等	都道府県	都市 区	町村 区
1 配偶者 2 父母 (親権者である・ない) 3 祖父母等			
4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人または保佐人	年 月 日		
7 家庭裁判所が選任した共業義務者 (選任年月日)			
8 市町村長			

審査会意見	
果の措置	

記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、第34条による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はないこと。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」「第33条第2項・第3項入院」または「第33条の6第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を併せている場合には、順に記載すること。
- 3 今回の医療保護入院の入院期間の欄は、家族等の同意により入院した日から3月を上限とした年月日を記載すること。
- 4 生活歴および現病歴の欄は、他診療所および他病院での受診歴をも隠取して記載すること。平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 初回および前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも隠取して記載すること。現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれを重点を置くこと。
- 8 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第5号の2(第3条関係)

特定医師による医療保護入院者の入院届および記録

年 月 日

福井県知事 様

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

下記の者が、特定医師の診察の結果、医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名	(男・女)		
家族等の同意により入院した年月日	住 所	都 道 府 県	郡 市 区	町 村 区
	年 月 日 (午前・午後)	今回の入院年月日	年 月 日	入院形態
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー	3 身体合併症	
生活歴および現病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。)	(陳 述 者 氏 名 続柄)			
初 回 入 院 期 間	年 月 日 ~	年 月 日	入院形態	
前 回 入 院 期 間	年 月 日 ~	年 月 日	入院形態	
初回から前回までの 入院回数	計 回			
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 センズ 3 もうろう 4 その他 () II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()			

<p>Y 思考</p> <p>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸)</p> <p>6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越)</p> <p>6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動抑制)</p> <p>6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識</p> <p>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動</p> <p>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ()</p> <p>4 その他 ()</p>			
<p><その他の重要な症状></p> <p><問題行動等></p> <p><現在の状態概観></p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態)</p> <p>4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 陳状態 7 セン妄状態)</p> <p>8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>			
<p>医療保護入院の必要性</p> <p>〔患者自身の病状に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないかと判断した理由について記載すること。〕</p>			
入院を必要と認められた特定医師氏名	署名	診察日時	年 月 日
確認指定医師氏名	署名	診察日時	(午前・午後 月 時) 日
<p>精神保健指定医が入院受当でないとは判断した理由は、その理由は、</p>			
同意をした家族等		住所	町村 区
<p>1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等</p> <p>4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人または保佐人</p> <p>7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 年 月 日)</p> <p>8 市町村長</p>		都道府県	町村 区

事後審査委員会意見	
-----------	--

記載上の留意事項

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条の6第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴および現病歴の欄は、他診療所および他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 5 初回および前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態後の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 入院を必要と認められた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 8 確認した精神保健指定医師氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 事後審査委員会意見の欄は、都道府県知事への届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、記載しておくこと。
- 12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第五号の二の次に次の一様式を加える。

様式第5号の3 (第3条関係)

医療保護入院者の入院期間更新届

福井県知事 様

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

年 月 日

下記の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ 氏名	(男・女)	生年月日	明・大 昭・平 令	年 月 日 (満 歳)	日生 日																																																																						
	住所	都道府県	市区	町村	区																																																																							
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第2項に よる入院)	年 月 日	年 月 日	今 回 の 入 院 年 月 日	入 院 形 態	年 月 日	日																																																																						
	前回の入院期間更新届での 入院年月日	年 月 日	本更新後の 入院期間	年 月 日	年 月 日	日まで																																																																						
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()		2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()		3 身体合併症																																																																							
入院または前回更新日から の治療の内容と、その結果 (更新前の入院期間に係る 病状または状態像の 経過の概要)																																																																												
症 状 の 経 過	1 悪化傾向	2 動揺傾向	3 不変	4 改善傾向																																																																								
<現在の精神症状>	<table border="0"> <tr> <td>I 意識</td> <td>1 意識混濁</td> <td>2 セン妄</td> <td>3 もうろう</td> <td>4 その他 ()</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)</td> <td colspan="5"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>III 記憶</td> <td>1 記憶障害</td> <td>2 見当識障害</td> <td>3 健忘</td> <td>4 その他 ()</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>IV 知覚</td> <td>1 幻聴</td> <td>2 幻視</td> <td>3 その他 ()</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>V 思考</td> <td>1 妄想</td> <td>2 思考途絶</td> <td>3 連合弛緩</td> <td>4 減裂思考</td> <td>5 思考奔逸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>VI 感情・情動</td> <td>1 感情平板化</td> <td>2 抑うつ気分</td> <td>3 高揚気分</td> <td>4 感情失禁</td> <td>5 焦燥・激越</td> <td></td> </tr> <tr> <td>VII 意欲</td> <td>1 意欲減退</td> <td>2 抑うつ気分</td> <td>3 その他 ()</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>VIII 無為・無関心</td> <td>1 無為・無関心</td> <td>2 行為心迫</td> <td>3 興奮</td> <td>4 昏迷</td> <td>5 精神運動抑制</td> <td></td> </tr> <tr> <td>IX 食行動</td> <td>1 拒食</td> <td>2 させられ体象</td> <td>3 解離</td> <td>4 その他 ()</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>X その他</td> <td>1 てんかん発作</td> <td>2 自殺念慮</td> <td>3 物質依存</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>						I 意識	1 意識混濁	2 セン妄	3 もうろう	4 その他 ()			II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)							III 記憶	1 記憶障害	2 見当識障害	3 健忘	4 その他 ()			IV 知覚	1 幻聴	2 幻視	3 その他 ()				V 思考	1 妄想	2 思考途絶	3 連合弛緩	4 減裂思考	5 思考奔逸		VI 感情・情動	1 感情平板化	2 抑うつ気分	3 高揚気分	4 感情失禁	5 焦燥・激越		VII 意欲	1 意欲減退	2 抑うつ気分	3 その他 ()				VIII 無為・無関心	1 無為・無関心	2 行為心迫	3 興奮	4 昏迷	5 精神運動抑制		IX 食行動	1 拒食	2 させられ体象	3 解離	4 その他 ()			X その他	1 てんかん発作	2 自殺念慮	3 物質依存			
I 意識	1 意識混濁	2 セン妄	3 もうろう	4 その他 ()																																																																								
II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)																																																																												
III 記憶	1 記憶障害	2 見当識障害	3 健忘	4 その他 ()																																																																								
IV 知覚	1 幻聴	2 幻視	3 その他 ()																																																																									
V 思考	1 妄想	2 思考途絶	3 連合弛緩	4 減裂思考	5 思考奔逸																																																																							
VI 感情・情動	1 感情平板化	2 抑うつ気分	3 高揚気分	4 感情失禁	5 焦燥・激越																																																																							
VII 意欲	1 意欲減退	2 抑うつ気分	3 その他 ()																																																																									
VIII 無為・無関心	1 無為・無関心	2 行為心迫	3 興奮	4 昏迷	5 精神運動抑制																																																																							
IX 食行動	1 拒食	2 させられ体象	3 解離	4 その他 ()																																																																								
X その他	1 てんかん発作	2 自殺念慮	3 物質依存																																																																									
<その他の重要な症状>																																																																												

<問題行動等>

<現在の状態像>	1 暴言	2 徘徊	3 不潔行為	4 その他 ()
	4 統合失調症等残遺状態	5 抑うつ状態	6 陣状態	7 セン妄状態
	8 もうろう状態	9 認知症状態	10 その他 ()	

医療保護入院の必要性
[患者自身の病状に対する理解
の程度を含め、任意入院が行わ
れる状態にないかと判断した理
由について記載すること。]

今後の治療方針(患者本人の
病状や治療への意欲を得る
ための取組等を含む。)

本更新に係る診療の年月日

本更新が必要と診断した
精神保健指定期間(医氏各
退院に向けた取組の状況
(選任された退院後生活環
境相談員との相談状況、地域
援助事業者の紹介状況、医療
保護入院者退院支援委員会
での審議内容等について。)

署名	年 月 日
氏名	(男・女) 続柄 生年月日 () 年 月 日 日生
住所	都道府県 市区 町村
氏名	(男・女) 続柄 生年月日 () 年 月 日 日生
住所	都道府県 市区 町村
氏名	(男・女) 続柄 生年月日 () 年 月 日 日生
住所	都道府県 市区 町村

今回の更新の直前の入院
または更新した等

1 配偶者 2 父母(親権者であらう・ない) 3 祖父母等

4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人または保佐人 () 年 月 日

7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日)

8 市町村長

氏名	(男・女) 続柄 生年月日 () 年 月 日 日生
住所	都道府県 市区 町村
氏名	(男・女) 続柄 生年月日 () 年 月 日 日生
住所	都道府県 市区 町村

今回の更新に同意をした
等(上記の家族等と同じ
場合は記載不要)

1 配偶者 2 父母(親権者であらう・ない) 3 祖父母等

4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人または保佐人 () 年 月 日

7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日)

8 市町村長

法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとなりました

法第33条第8項の規定に
基づき家族等の同意を得た
もののみをのぞき、等

家族等へ通知を要した日 年 月 日

家族等に示した回答期限 (回答期限は、通知を要した日から2週間を経過した日であることに留意) 年 月 日 (口面会 電話 その他 ())

通知をした家族等との連絡等の記録(真正2件) 年 月 日 (口面会 電話 その他 ())

審査意見	
措置	

記載上の留意事項

- 1 内は、今回の更新にあたって行われた精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」または「第33条の6第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 本更新後の入院期間の欄は、医療保護入院者退院支援委員会が審議された入院期間に留意した上で、当該医療保護入院から6月を経過するまでの間は3月、入院から6月を経過した後は6月を上限とした期限を定めて記載すること。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 更新が必要と診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 6 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新にあたって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載すること。また、令和5年11月27日付障発1127第7号「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添様式2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付すること。その上で、
 - ①退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
 - ②地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
 - ③医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等
 について記載すること。
- 7 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 8 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 9 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合」にシ点を入れることとし、同意書の添付は不要であること。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、
 - ①法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき
 - ②死亡したとき
 - ③意思を表示できないとき
 のいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件)の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日および手段について記載すること。(通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父または母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日および手段について記載すること。)
- 10 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第33条第8項による同意を得たものとみなさないことに留意すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第六号から様式第七号の二まで、様式第十号および様式第十五号を次のように改める。

様式第6号(第3条関係)

医療保護入院者の退院届

年 月 日

福井県知事 様

病院名
所在地
管理者名

下記の医療保護入院者が退院したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の2の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ	(男・女)	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名			
住所	都道府県	市区	町村	区
	退院年月日			
入院年月日 (医療保護入院)	年 月 日			
退院年月日	年 月 日			
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症	
	退院後の処置			
	1 入院継続 死 亡 5 その他 ()	2 入院継続 (任意入院・措置入院・他科)	3 通院医療	4 転医
退院後の帰住先	1 自宅 (i 家族と同居 i i) 2 施設 3 その他 ()			
帰住先の住所	都道府県	市区	町村	区
訪問する 支 援 等 に 関 する 意 見				
障害福祉サービス等 の活用に関する意見				
主治医氏名				

記載上の留意事項

- 1 入院年月日の欄は、第33条第1項または第2項による医療保護入院の年月日を記載すること。
- 2 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第7号(第3条関係)

応急入院届

年 月 日

福井県知事 様

病院名
所在地
管理者名

下記の者が応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。

応 急 入 院 者	フリガナ	(男・女)	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名			
依頼者との関係	住所	都道府県	市区	町村
	入院年月日			
入院年月日	年 月 日 (午前・午後 時 分)			
第34条による移送の有無	有 無			
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症	
	応急入院の必要性			
	〔患者自身の病気に對する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にない」と判断した理由について記載すること。〕			
病状または状態像の概要				
応急入院を採った理由 〔家族等の同意を得ることのできなかつた理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。〕				
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名				
署名				

記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、第34条による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はないこと。
- 2 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

様式第7号の2 (第3条関係) 特定医師による応急入院届および記録

福井県知事様 病院長名 所在地 管理者名 年 月 日

下記の者が、特定医師の診察の結果、応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。

Form with fields for patient name, date of admission, hospital name, and medical history. Includes a section for the name of the reporting doctor.

Large form for recording symptoms and reasons for emergency admission. Includes a list of symptoms (I-VI) and a section for the reporting doctor's name and signature.

事後審査委員会意見

記載上の留意事項

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 生活歴および現病歴の欄は、他診療所および他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 3 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 4 初回および前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態後の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 7 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 事後審査委員会意見の欄は、都道府県知事への届出時点では記載を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、記載しておくこと。
- 9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第10号(第4条関係)

措置入院決定のお知らせ

年 月 日

様

福井県知事

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他()】にあり、ご自身を傷ついたり、または他人に害を及ぼしたりするおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定】による入院措置(措置入院・緊急措置入院)が必要であると認めたとの通知します。

【入院中の生活について】

- 1 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院でおさかることがあります。
- 2 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなたまたはあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に依りて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- 4 入院日から7日以内に、退院後の生活環境に関し、あなたやご家族等からのご相談に応じ、必要な情報の提供や助言、援助等を行う職員として、退院後生活環境相談員が選任されます。
- 5 介護保険や障害福祉サービスの利用を希望される場合またはその必要性がある場合、介護や障害福祉に関する相談先を紹介しますので、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお問い合わせください。
- 6 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話しください。
- 7 あなたの入院中、もしもあなたが病院の職員から虐待を受けた場合、下記に届け出ることができます。また、もしも他の入院患者さんが病院の職員から虐待を受けたのを見かけた場合も、下記に通報してください。

県の連絡先

裏面に続く

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

1 あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなたまたはあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、福井県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせください。

県の連絡先

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

3 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、福井県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は福井県知事となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第15号（第8条関係）

措置入院者の定期病状報告書

福井県知事 様

病院名
所在地
管理者名

年 月 日

下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項の規定により報告します。

措置入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)		
措置年月日	住所 都道府県 都市 区 町村 区	今回の入院年月日 入院形態	年 月 日	年 月 日
前回の定期報告年月日	年 月 日			
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー	3 身体合併症	
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は3か月間)の仮退院の実績	計 回	延日数	日	
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は過去3か月間)の治療の内呑とその他の結果 【問題行動を中心として】 記載すること。	今後の治療方針(再発防止への対応を含む。)			
措置、看護および指導の現状	隔離	多用	時々	ほとんど不要
処遇、看護および指導の現状	注意必要度 日常生活の 不助指導 必要性	常に厳重な注意	極めて手間のかかる 不助指導を要する	随時一定の注意 比較的簡単な不助と指導

退院に向けた取組の状況 (遷任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について)	遷任された退院後生活環境相談員 () 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求めまたは必要性の有無 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況 ()
--	--

重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後起こるおそれがある行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字、算用数字およびローマ数字を○で囲むこと)
1 殺人	<現在の精神症状> I 意識 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()
2 放火	II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)
3 強盗	III 記憶
4 不同意性交等	IV 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()
5 不同意わいせつ	V 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()
6 傷害	VI 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合地緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 ()
7 暴行	VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 ()
8 恐喝	VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動抑制 ()
9 脅迫	VIII 自我意識 1 無為・無関心 2 その他 ()
10 窃盗	IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()
11 器物損壊	<その他の重要な症状> 1 せんかん発作 2 自概念 3 物質依存 ()
12 弄火または失火	<問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()
13 家宅侵入	<現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
14 詐欺等の経済的な問題行動	
15 自殺企図	
16 自傷	
17 その他 ()	

診察時の特記事項	
本報告に係る診察年月日	年 月 日
診察した精神保健指定医氏名	署名

審査意見	
県の措置	

記載上の留意事項

- 1 □内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること (特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」または「第33条の6第2項入院」と記載すること)。
- 3 なお、複数の入院形態を認めている場合には、順に記載すること。
- 4 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当するすべての算用数字、AおよびBを○で囲むこと。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的および非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 7 診察した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 退院に向けた取組の状況の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載すること。
- 9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第十六号を次のように改める。
森戸部19号 三第
様式第十九号の次に次の一様式を加える。

様式第20号(第1条関係)

措置入院決定報告書

精神医療審査会 様

年 月 日

福井県知事

下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第1項の規定により通知します。

申請等の形式	i i 親族または一般人申請(法第22条)		i i 警察官通報(法第23条)	
	i i i 検察官通報(法第24条)	i v 保健観察所長通報(法第25条)	v i 精神科病院管理者届出(法第26条の2)	v i i i 医師観察法対象者「指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報」(法第26条の3)
措置入院中の精神科病院	所在地		都道府県	郡市区
	フリガナ		都道府県	郡市区
措置入院者(精神障害者)	氏名		(男・女)	生年月日
	住所	都道府県	郡市区	町村区
措置診察を行った年月日および精神保健指定医の氏名		精神保健指定医氏名 (指定医番号:)		
措置診察を行った年月日および精神保健指定医の氏名		精神保健指定医氏名 (指定医番号:)		
法第29条の2第1項の規定による移送の有無(措置診察後の移送の有無)		i あり i i なし		

記載上の留意事項

- 1 選択肢の欄は、それぞれ該当するローマ数字を○で囲むこと。
- 2 法第27条第1項または第2項に基づき行われた精神保健指定医による診察の判定内容(病名および症状を含む)については、該当する診察の際に作成された「措置入院に関する診断書(様式第2号)」を添付すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙(様式第十号による用紙を除く。)は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年福井県規則第二十号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(二類感染症および新型インフルエンザ等感染症についての準用)

第九条 前二条の規定は、法第二十六条第一項および第二項において法第十九条、第二十条および第二十二條の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第七条第一項第一号および第二号中「一類感染症」とあるのは「二類感染症および新型インフルエンザ等感染症」と、「特定感染症指定医療機関または第一種感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関または第一種協定指定医療機関」と、前条中「一類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは「二類感染症の病原体を保有していないこともしくはその症状が消失したことまたは新型インフルエンザ等感染症の病原体を保有していないこと」と読み替えるものとする。

改正前

(二類感染症および新型インフルエンザ等感染症についての準用)

第九条 前二条の規定は、法第二十六条第一項および第二項において法第十九条、第二十条および第二十二條の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第七条第一項第一号および第二号中「一類感染症」とあるのは「二類感染症および新型インフルエンザ等感染症」と、「特定感染症指定医療機関または第一種感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関または第二種感染症指定医療機関」と、前条中「一類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは「二類感染症の病原体を保有していないこともしくはその症状が消失したことまたは新型インフルエンザ等感染症の病原体を保有していないこと」と読み替えるものとする。

(感染症指定医療機関の指定等についての準用)

第十七条 法第三十八条第二項の指定は、当該指定に係る病院(第一種協定指定医療機関にあつては病院または診療所、第二種協定指定医療機関および結核指定医療機関にあつては病院もしくは診療所または薬局)の開設者からの感染症指定医療機関指定同意書(様式第十一号)の提出を受けてするものとする。

2 法第三十八条第十項の規定による届出は、感染症指定医療機関辞退届(様式第十二号)によりするものとする。

3 第四条第三項の規定は、知事が法第三十八条第十一項の規定による指定の取

(感染症指定医療機関の指定等についての準用)

第十七条 法第三十八条第二項の指定は、当該指定に係る病院(結核指定医療機関にあつては、病院もしくは診療所(法第六条第十六項の政令で定めるものを含む。)または薬局)の開設者からの感染症指定医療機関指定同意書(様式第十一号)の提出を受けてするものとする。

2 法第三十八条第八項の規定による届出は、感染症指定医療機関辞退届(様式第十二号)によりするものとする。

3 第四条第三項の規定は、知事が法第三十八条第九項の規定による指定の取消

消しをする場合について準用する。この場合において、第四条第三項中「法第十四条第六項」とあるのは「法第三十八条第十一項」と、「指定届出機関の管理者」とあり、および「指定届出機関」とあるのは「第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関または結核指定医療機関」と、「同条第二項」とあるのは「同条第三項から第九項まで」と、同項第二号中「省令第六条第一項の表の各項の上欄に掲げる五類感染症または同条第二項の表の各項の上欄に掲げる疑似症の患者の医療」とあるのは「一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者の医療」と、同項第三号中「法第十四条第一項の規定による」とあるのは「法第三十八条第二項の」と読み替えるものとする。

しをする場合について準用する。この場合において、第四条第三項中「法第十四条第六項」とあるのは「法第三十八条第九項」と、「指定届出機関の管理者」とあり、および「指定届出機関」とあるのは「第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関または結核指定医療機関」と、「同条第二項」とあるのは「同条第三項から第七項まで」と、同項第二号中「省令第六条第一項の表の各項の上欄に掲げる五類感染症または同条第二項の表の各項の上欄に掲げる疑似症の患者の医療」とあるのは「一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者の医療」と、同項第三号中「法第十四条第一項の規定による」とあるのは「法第三十八条第二項の」と読み替えるものとする。

様式第十一号中

「第一種感染症指定医療機関
結核指定医療機関」

を

「第一種感染症指定医療機関
第一種協定指定医療機関
結核指定医療機関」

に改める。

様式第十二号中

「第一種感染症指定医療機関
結核指定医療機関」

を

「第一種感染症指定医療機関
第一種協定指定医療機関
結核指定医療機関」

に「第38条第8項」を「第38条第10項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

調理師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第十八号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則(昭和三十四年福井県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(書類の経由)</p> <p>第二条 法、施行令、規則またはこの細則の規定により知事に提出する書類(指定養成施設、指定試験機関および指定届出受理機関に係るもの、第八条の結成</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第二条 法、施行令、規則またはこの細則の規定により知事に提出する書類は、正本一部および副本一部とする。</p>

届ならびに県内に住所地在を有しない者が提出するものを除く。)は、別表の上欄に掲げる提出書類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める保健所長を経由するものとする。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福井県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第十九号

福井県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

福井県製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年福井県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

第三条 削除

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第二十号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和四十五年福井県規則第一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

2 前項の書類(指定養成施設、指定試験機関および指定届出受理機関に係るものならびに第十二条の結成届ならびに県内に住所地在を有しない者が提出するものを除く。)は、別表の上欄に掲げる提出書類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める保健所長を経由するものとする。

(書類の提出部数)

第三条 次条および第十条から第十三条までの申請書の提出部数は、二部とする。

(趣旨)

第一条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。)

(趣旨)

第一条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。)

の施行については、食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「政令」という。)、食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「規則」という。)、乳及び乳製品の成分規格等に関する命令(昭和二十六年厚生省令第五十二号。以下「命令」という。)、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)および食品衛生法施行条例(平成十二年福井県条例第十号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(書類の經由等)

第二条 法、政令、規則、命令およびこの細則の規定により厚生労働大臣または知事に提出する書類は、所管する保健所長を経由しなければならない。ただし、政令第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十四条第三項、第二十五条または第二十六条の規定による書類は、直接知事に提出しなければならない。

2 (略)

様式第五号を次のように改める。

の施行については、食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「政令」という。)、食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「規則」という。)、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号。以下「省令」という。)、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)および食品衛生法施行条例(平成十二年福井県条例第十号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(書類の經由等)

第二条 法、政令、規則、省令およびこの細則の規定により厚生労働大臣または知事に提出する書類の提出部数は、厚生労働大臣に提出するものにあつては三通、知事に提出するものにあつては二通とし、所管する保健所長を経由しなければならない。ただし、政令第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十四条第三項、第二十五条または第二十六条の規定による書類は、直接知事に提出しなければならない。

2 (略)

福井県知事 様

営業許可申請書・営業届（廃業）

食品衛生法施行規則（第71条の2）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「国民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則ホームページとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のホームページに掲載する場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）

郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
電子メールアドレス：	電話番号：	法人番号：
申請者・届出者住所	※法人にあっては、所在地	
（ふりがな）	（生年月日）	
申請者・届出者氏名	※法人にあっては、その名称および代表者の氏名	年 月 日生
郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
電子メールアドレス：	電話番号：	
施設の所在地		
（ふりがな）		
施設の名称、屋号または番号		
自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
営業の形態		
1		備考
2		
3		
廃業年月日		
（ふりがな）		
担当担当者氏名		
電話番号		
許可の番号および許可年月日		
営業の種類		
備考		
1	年 月 日	
2	年 月 日	
3	年 月 日	
4	年 月 日	
備考		

<p>2 (経過措置) (略)</p> <p>1 (施行期日) (略)</p> <p>附則 (施行期日) (略)</p>	<p>改正後</p> <p>福井県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和六年三月二十六日 福井県知事 杉本 達治 福井県規則第二十二号</p> <p>福井県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 福井県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(令和三年福井県規則第十二号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>2 (経過措置) (略)</p> <p>1 (施行期日) (略)</p> <p>附則 (施行期日) (略)</p>	<p>改正前</p> <p>福井県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和六年三月二十六日 福井県知事 杉本 達治 福井県規則第二十二号</p> <p>福井県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 福井県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(令和三年福井県規則第十二号)の一部を次のように改正する。</p>
<p>附則</p> <p>この規則は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>福井県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和六年三月二十六日 福井県知事 杉本 達治 福井県規則第二十二号</p>	<p>改正前</p> <p>福井県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和六年三月二十六日 福井県知事 杉本 達治 福井県規則第二十二号</p>		
<p>改正後</p> <p>福井県水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 令和六年三月二十六日 福井県知事 杉本 達治 福井県規則第二十一号</p> <p>福井県水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例施行規則の一部を改正する規則 福井県水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例施行規則(平成二十四年福井県規則第十三号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>改正前</p> <p>福井県水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例施行規則の一部を改正する規則 福井県水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例施行規則(平成二十四年福井県規則第十三号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>		
<p>附則</p> <p>1 (施行期日) (略)</p> <p>2 (経過措置) (略)</p> <p>この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>	<p>附則</p> <p>1 (施行期日) (略)</p> <p>2 (経過措置) (略)</p> <p>この規則は、令和六年四月一日から施行する。</p>		

(金融機関保証適用時の特例)

3 この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間において、金融機関保証による債権保全で新たに貸付決定を行う貸付契約における貸付金の額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、整備資金の百分の九十以内とする。

4 (略)

(金融機関保証適用時の特例)

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間において、金融機関保証による債権保全で新たに貸付決定を行う貸付契約における貸付金の額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、整備資金の百分の九十以内とする。

4 (略)

附則
この規則は、公布の日から施行する。

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第二十三号

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例施行規則(昭和二十五年福井県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(施設の使用)
第一条 (略)

(施設の使用)
第一条 (略)

第一条の二 条例第二条第一項第五号への規則で定める動物は、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第二条第一項の表の上覧に掲げる伝染性疾病(腐蝕病を除く。)または家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第二条の表の上覧に掲げる伝染性疾病(パロア症、チョーク病、アカリンダニ症およびノゼマ症を除く。)に係る病性鑑定を実施した動物とする。

(薬品の負担)

(特殊な料金)

第二条 条例第二条第二項の規定により獣医師が薬品を負担する場合の料金については、所長が知事の承認を得て定める。

第二条 条例第二条第二項の規定による料金については、所長が知事の承認を得て定める。

(使用料および手数料の減免)

(料金の減免願)

第三条 条例第四条の規定により使用料または手数料の減額または免除を受けようとする者は、使用料・手数料減額(免除)申請書(様式第二号)を所長を経由して知事に提出しなければならない。

第三条 条例第四条の規定により料金の減額または免除を受けようとする者は、料金減額(免除)申請書(様式第二号)を所長を経由して知事に提出しなければならない。

様式第二号中「料金減額(免除)申請書」を「使用料・手数料減額(免除)申請書」及び「料金区分および金額」を「使用料または手数料の区分および金額」に改める。

附則

1 (施行期日)
この規則は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正前の家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

土地改良法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第二十四号

土地改良法施行細則の一部を改正する規則

土地改良法施行細則(昭和四十四年福井県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(申請書等の様式)

第五条 法または省令により提出する申請書、届またはこれに類するもの(以下「申請書等」という。)は、法令に特別の定めがあるもののほか、様式第一号から様式第四十六号までによる。

(証票)

第七条 法第百十八条第四項に規定する証票は、様式第四十七号によるものとする。

様式目次

様式第一号〜様式第四十四号 (略)

様式第四十五号 土地改良区組織変更(一般社団法人)認可申請書(法第七十

六条の五第一項)

様式第四十六号 土地改良区組織変更(認可地縁団体)認可申請書(法第七十

六条の十三第一項)

様式第四十七号 (略)

様式第五号を次のように改める。

(申請書等の様式)

第五条 法または省令により提出する申請書、届またはこれに類するもの(以下「申請書等」という。)は、法令に特別の定めがあるもののほか、様式第一号から様式第四十四号までによる。

(証票)

第七条 法第百十八条第四項に規定する証票は、様式第四十五号によるものとする。

様式目次

様式第一号〜様式第四十四号 (略)

様式第四十五号 (略)

様式第5号

年 月 日

福井県知事 様

土地改良区事務所所在地

土地改良区名

理事長 氏名

土地改良区役員就(退) 任届

役員が次のとおり就(退) 任したので、土地改良法第18条第17項の規定により、選挙記録本、就任承諾書および総会(総代会)の議事録抄本を添えて届け出ます。

記

1 就(退) 任した役員の氏名および住所

職名	氏名	住所	生年月日	新任 再任 の別	職務分担 の別	員外 役員 の別	耕作者 の別

2 就(退) 任の理由

就任の場合 ① 年 月 日 通常(臨時)総会(総代会)、選挙会に総選挙(補

欠選挙、再選挙、繰上補充)の結果当選

② 任期 年 月 日より 年 月 日までの 年間

退任の場合 ① 退任理由記載

② 退任年月日

注1 議事録抄本は、総会(総代会)の日時、場所、出席者の氏名、その他役員選挙に係るものを抜粋したものである。

2 「職務分担」には、理事長、副理事長、会計担当、総括、代表、監事等の該当する職務を全て記入する。

3 「耕作者の別」には、法第18条第5項第2号に掲げる「耕作又は養畜の業務を営む者であること」に該当する場合のみ「耕作者」と記入する。

様式第四十五号中「(審)審(審)」「を」「(審)審(審)」に改め、同様式を様式第四十七号とし、様式第四十四号の次に次の二様式を加える。

様式第45号

年 月 日

福井県知事 様

土地改良区事務所所在地

土地改良区名

理事長 氏名

土地改良区組織変更(一般社団法人)認可申請書

(元号) 年 月 日に設立(認可番号: 福井土改区第 号)した当土地改

良区を組織変更したいので、土地改良法第76条の5第1項の規定により、次の書類を添えて認可を申請します。

記

- 1 法第76条の2第1項の組織変更計画(以下「組織変更計画」という。)の内容を記載した書面またはその謄本
- 2 組織変更計画を承認した総会(総代会)の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 3 法第76条の3第2項の規定による公告および催告(同条第3項の規定により、当該公告を官報のほか、定款で定めた公告の方法によりする場合にあつては、その方法による公告)をしたことを証する書面
ならびに異議を述べた債権者があるときは、法第76条の4第2項の規定による弁済等をしたことまたは組織変更してもその債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 4 組織変更後一般社団法人の定款となるべきもの
- 5 組織変更後一般社団法人の社員となるべき者の名簿
- 6 組織変更がその効力を生ずべき日について変更があつたときは、その変更を証する書面
- 7 その他参考となるべき事項を記載した事項

様式第46号

年 月 日

福井県知事 様

土地改良区事務所所在地

土地改良区名

理事長 氏名

土地改良区組織変更(認可地縁団体)認可申請書

(元号) 年 月 日に設立(認可番号: 福井土改区第 号)した当土地改

良区を組織変更したいので、土地改良法第76条の13第1項の規定により、次の書類を添えて認可を申請します。

記

- 1 法第76条の12第1項の組織変更計画(以下「組織変更計画」という。)の内容を記載した書面またはその謄本
- 2 組織変更計画を承認した総会(総代会)の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 3 法第76条の16において読み替えて準用する法第76条の3第2項の規定による公告および催告(同条第3項の規定により、当該公告を官報のほか、定款で定めた公告の方法によりする場合にあつては、その方法による公告)をしたことを証する書面
ならびに異議を述べた債権者があるときは、法第76条の16において準用する法第76条の4第2項の規定による弁済等をしたことまたは組織変更してもその債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 4 組織変更後認可地縁団体の規約となるべきもの
- 5 組織変更後認可地縁団体の構成員となるべき者の名簿
- 6 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書面
- 7 組織変更がその効力を生ずべき日について変更があつたときは、その変更を証する書面
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書面

附則

- 1 (施行期日)
この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- (経過措置)

- 2 改正前の様式第五号に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

漁港漁場整備法施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第二十五号

漁港漁場整備法施行細則等の一部を改正する規則

(漁港漁場整備法施行細則の一部改正)

- 第一条 漁港漁場整備法施行細則(平成十二年福井県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。)および福井県漁港管理条例(昭和四十一年福井県条例第四十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可等の申請等)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる許可もしくは認可を受けようとする者または協議をしようとする者は、当該各号に定める書面を知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第三十八条第一項の認可 漁港施設利用方法(変更)・使用料徴収(料率変更) 認可申請書(様式第三号)</p> <p>四〇十 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>漁港漁場整備法施行細則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。)および福井県漁港管理条例(昭和四十一年福井県条例第四十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可等の申請等)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる許可もしくは認可を受けようとする者または協議をしようとする者は、当該各号に定める書面を知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第三十八条の認可 漁港施設利用方法(変更)・使用料徴収(料率変更) 認可申請書(様式第三号)</p> <p>四〇十 (略)</p> <p>2 (略)</p>

様式第一号および様式第二号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。
 様式第三号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第38条」を「第38条第一項」に改める。
 様式第四号から様式第九号までおよび様式第十六号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。
 (福井県公有財産等管理規則の一部改正)

第二条 福井県公有財産等管理規則(昭和三十九年福井県規則第十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p style="text-align: right;">改正後</p> <p>(事前協議)</p> <p>第六条 部の長は、新たに土地または建物を必要とする場合(道路法(昭和二十七年法律第八十号)、河川法(明治二十九年法律第七十一号)、海岸法(昭和三十一年法律第一号)、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三十七号)および砂防法(明治三十年法律第二十九号)の規定により、道路、河川、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設および砂防設備または開拓、土地改良事業もしくは造林事業の用に供する土地または建物を取得する場合を除く。)は、あらかじめ、その具体的な計画について総務部長に協議しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>(福井県自然環境保全条例施行規則の一部改正)</p> <p>第三条 福井県自然環境保全条例施行規則(昭和五十年福井県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>別表第一(第十二条関係)</p> <p>特別地区内における行為の許可基準</p> <p>一 工作物を新築すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法ならびに当該工作物の規模および形態が、新築の行われる土地およびその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>イ(略)</p> <p>ロ(略)</p> <p>ハ 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三十七号)第三条に規定する漁港施設または同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>(チ) (略)</p> <p>(テ) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>別表第三(第十三条関係)</p> <p>特別地区内における許可等を要しない通常の管理行為または軽易な行為</p> <p>一 工作物を新築し、改築し、または増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ(略)</p> <p>ハ (略)</p>
<p style="text-align: right;">改正前</p> <p>(事前協議)</p> <p>第六条 部の長は、新たに土地または建物を必要とする場合(道路法(昭和二十七年法律第八十号)、河川法(明治二十九年法律第七十一号)、海岸法(昭和三十一年法律第一号)、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)、漁港整備法(昭和二十五年法律第三十七号)および砂防法(明治三十年法律第二十九号)の規定により、道路、河川、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設および砂防設備または開拓、土地改良事業もしくは造林事業の用に供する土地または建物を取得する場合を除く。)は、あらかじめ、その具体的な計画について総務部長に協議しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>別表第一(第十二条関係)</p> <p>特別地区内における行為の許可基準</p> <p>一 工作物を新築すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法ならびに当該工作物の規模および形態が、新築の行われる土地およびその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>イ(略)</p> <p>ロ(略)</p> <p>ハ 漁港整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第三条に規定する漁港施設または同法第四十条の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>(チ) (略)</p> <p>(テ) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>別表第三(第十三条関係)</p> <p>特別地区内における許可等を要しない通常の管理行為または軽易な行為</p> <p>一 工作物を新築し、改築し、または増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ(略)</p> <p>ハ (略)</p>

<p>二 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イからハまで、ルもしくはワに掲げる施設(同号イに掲げる施設にあつては駐車場およびヘリポートを除き)、同号ハに掲げる施設にあつては公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され、もしくはその区域が拡張された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設または同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第十五条第一項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第二十一条第一項後段の規定による協議を了して設置されたものを含む。)を改築し、または増築すること。</p> <p>ホ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>ヘウ (略)</p> <p>ニウ (略)</p>	<p>二 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イからハまで、ヌもしくはルに掲げる施設(同号ハに掲げる施設にあつては、公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され、もしくはその区域が拡張された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設または同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第十五条第一項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第二十一条第一項後段の規定による協議を了して設置されたものを含む。)を改築し、または増築すること。</p> <p>ホ 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>ヘウ (略)</p> <p>ニウ (略)</p>
--	--

附則
 (施行期日)
 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 第一条の規定による改正前の漁港漁場整備法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。
 令和六年三月二十六日
 福井県知事 杉本 達治
 福井県規則第二十六号
 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則(平成十五年福井県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(遊漁船業者登録簿の閲覧) 第四条 法第九条の規定により遊漁船業者登録簿(以下「登録簿」という。)を一般の閲覧に供するため、福井県農林水産部水産課内に遊漁船業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を設ける。</p> <p>(登録取消通知書および事業停止通知書の様式) 第十条 法第二十一条第二項において準用する法第六条第二項の規定による通知は、登録の取消しの場合にあつては登録取消通知書(様式第三号)、事業の停止</p>	<p>(遊漁船業者登録簿の閲覧) 第四条 法第八条の規定により遊漁船業者登録簿(以下「登録簿」という。)を一般の閲覧に供するため、福井県農林水産部水産課内に遊漁船業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を設ける。</p> <p>(登録取消通知書および事業停止通知書の様式) 第十条 法第十九条第二項において準用する法第六条第二項の規定による通知は、登録の取消しの場合にあつては登録取消通知書(様式第三号)、事業の停止</p>
--	---

止の場合にあつては事業停止通知書（様式第四号）によりするものとする。

の場合にあつては事業停止通知書（様式第四号）によりするものとする。

様式第三号および様式第四号中「~~海19~~」を「~~海21~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の遊漁船業の適正化に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第二十七号

福井県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

福井県流域下水道事業財務規則（令和二年福井県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入札保証金等）</p> <p>第四十九条 令第二十一条の十四に規定する入札保証金および契約保証金の率は、福井県財務規則（昭和三十九年福井県規則第十一号。以下「財務規則」という。）の例による。</p>	<p>（入札保証金等）</p> <p>第四十九条 令第二十一条の十五に規定する入札保証金および契約保証金の率は、福井県財務規則（昭和三十九年福井県規則第十一号。以下「財務規則」という。）の例による。</p>

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

告 示

福井県告示第114号

旅館業法施行条例（昭和33年福井県条例第1号）第4条第1項第6号の規定に基づき、主として児童の利用に供される施設または多数の児童の利用に供される施設を次のとおり定め、令和6年4月1日から施行する。

なお、旅館業法施行条例第4条第1項第6号の規定に基づき知事が定める施設（平成16年福井県告示第127号）は、令和6年3月31日をもって廃止する。

令和6年3月26日

福井県知事 杉本 達治

施設の種別	施設の名称	所在地
青少年教育施設	福井県立奥越高原青少年自然の家	大野市南六呂師169-8
	福井県立鯖江青年の家	鯖江市上野田町19-1
	福井県立芦原青年の家	あわら市北郷153-227
	福井県立三方青年の家	三方上中郡若狹町鳥浜122-27-1
	敦賀市立少年自然の家	敦賀市野坂80-15
	大野市青少年教育センター	大野市中野57-6-1
専修学校	青池調理師専門学校	小浜市小浜広峰108
	天谷調理製菓専門学校	吉田郡永平寺町松岡兼定島34-3-10
社会体育施設	福井県立クレー射撃場	勝山市野向町牛ヶ谷107-3
	福井県立ホッケー場	丹生郡越前町朝日22-35
	福井県立艇庫	三方郡美浜町久々子29-6-1
	敦賀市武道館	敦賀市曙町11-80
	敦賀市東浦体育館	敦賀市阿曾77-12
	敦賀市金山体育館	敦賀市金山58-13-1
	敦賀市花城テニスコート	敦賀市柳川39-3
	敦賀市花城プール	敦賀市柳川41-1-1
	敦賀市総合運動公園	敦賀市沓見149-1
	敦賀市栗野スポーツセンター	敦賀市長谷47-54
	敦賀市中郷体育館	敦賀市羽織町34

敦賀市愛宕プール	敦賀市冠田31-3-3
敦賀市松原運動場	敦賀市松島130字松原
敦賀市営野球場	敦賀市松島町30-1
敦賀市立体育館	敦賀市松葉町1-2
敦賀市きらめきスタジアム	敦賀市若泉町9-3
若狹総合公園温水プール	小浜市北塩屋35-17
小浜市総合運動場	小浜市口田縄5-23
小浜市営野代グラウンド	小浜市野代28-11
小浜市営中央グラウンド	小浜市後瀬町4-6-1
小浜市民体育館	小浜市後瀬町9-38
小浜市武道館	小浜市後瀬町13-1-10
小浜市営野球場	小浜市東勢89-3-2
大野市エキサイト広場総合体育施設	大野市桜塚町601
明治公園テニス場	大野市桜塚町604
大野市営グートボール場	大野市城町3-19
多田記念大野有終会館	大野市天神町1-19
大野市B&G海洋センター	大野市稲郷43-17-1
真名川憩いの島	大野市中保
和泉地域福祉センター講堂	大野市朝日25-8
和泉前坂家族旅行村	大野市朝日前坂6-23
九頭竜スキー場	大野市角野
大野市九頭竜国民休養地施設	大野市角野
大野市和泉体育館	大野市上大納38-16
大野市和泉グラウンド	大野市川合9-9
天狗岩ファミリーパーク	大野市後野
弁天緑地グラウンド	勝山市105字
あさひ公園多目的広場	勝山市旭毛屋町1801
勝山B&G海洋センター	勝山市荒土町新保8-101
勝山市営温水プール	勝山市片瀬町1丁目303-1
勝山市林業者健康トレーニングセンター	勝山市毛屋町1408
勝山市庭球場	勝山市昭和町1丁目6-66
勝山市体育館「ジオアリーナ」	勝山市昭和町2丁目4-20

勝山市長山公園グラウンド 長尾山総合公園クロスカント リーコース	勝山市長山町1丁目1-1 勝山市村岡町寺尾51-11	勝山市スポーツ交流館 御幸公園グラウンド 鯖江市新横江体育館 あわら市農業者トレーニン グセンター	鯖江市宮前2丁目9-1 鯖江市御幸町4丁目 鯖江市横越町1-43-2 あわら市国影233字1番地
鯖江市助生田スキー場 南公園グラウンド 西公園グラウンド	鯖江市助生田町 鯖江市有定町1丁目 鯖江市石田上町 鯖江市大倉町5-14-1	あわら市国影グラウンド あわら市湯のまちグラウンド あわら市本荘グートボール場	あわら市国影233字1番地 あわら市田中々3字6番地 あわら市中番下番入会地1字 1番地1
鯖江市片上体育館 鯖江市北中山体育館 鯖江市尾花キャンゾ場 神中公園テニスコート	鯖江市大野町6-8-1 鯖江市落井町41-33-1 鯖江市尾花町 鯖江市神中町3丁目 鯖江市北野町16-7	あわら市民武道館 あわら市金津B&G海洋セン ター体育館 あわら市柿原グラウンド あわら市剣岳グラウンド 越前市みどりと自然の村 越前市サツカ一場 瓜生水と緑公園体育館 越前市北新庄体育館 越前市武道館 越前市大虫体育館	あわら市柿原21字98番地 あわら市鎌谷11字21番地 越前市安養寺町5-3 越前市瓜生町6-16-2 越前市瓜生町19-7-1 越前市北町54-25 越前市中央1丁目8-15 越前市丹生郷町13-20- 1
鯖江市三六武道館 鯖江市豊農村環境改善センタ ー	鯖江市三六町2丁目2-40 鯖江市下野田町26-8-1	越前市弓道場 越前市北日野体育館 越前市武生体育センター 越前市今立体育センター 越前市月尾山村広場 越前市月尾サザセンター 越前市今立グートボール場 越前市服間改善センター 越前市今立テニスコート 越前市もやいの郷・農楽園運 動広場 坂井市海浜自然公園	越前市妙法寺町36-2-1 越前市矢放町21-19-1 越前市行松町25-10 越前市岩本町1-9 越前市杉尾町24-1 越前市轟井町21-29-1 越前市野岡町36-1 越前市藤木町12-39-1 越前市山室町5-1 越前市横住町45-12
鯖江市立待体育館 鯖江市弓道場 鯖江市中河農業者トレーニン グセンター 鯖江広域西番スポーツセンタ ー	鯖江市杉本町513 鯖江市杉本町619 鯖江市中野町203-8 鯖江市西番町15-97	越前市弓道場 越前市北日野体育館 越前市武生体育センター 越前市今立体育センター 越前市月尾山村広場 越前市月尾サザセンター 越前市今立グートボール場 越前市服間改善センター 越前市今立テニスコート 越前市もやいの郷・農楽園運 動広場 坂井市海浜自然公園	越前市妙法寺町36-2-1 越前市矢放町21-19-1 越前市行松町25-10 越前市岩本町1-9 越前市杉尾町24-1 越前市轟井町21-29-1 越前市野岡町36-1 越前市藤木町12-39-1 越前市山室町5-1 越前市横住町45-12
中山公園グラウンド 中山公園テニスコート 鯖江市河和田体育館 鯖江市民プール 東公園グートボール場 東公園陸上競技場 鯖江市総合体育館 鯖江市こびき体育館 丸山公園多目的広場 西山公園野球場 勤労者体育センター 鯖江市グートボールセンター	鯖江市西袋町 鯖江市西袋町 鯖江市西袋町68-48-1 鯖江市東鯖江3丁目6-10 鯖江市東鯖江3丁目6-10 鯖江市東鯖江3丁目6-10 鯖江市東鯖江3丁目6-10 鯖江市舟枝町4-23-1 鯖江市丸山町4丁目9 鯖江市水落町1丁目 鯖江市水落町2丁目24-2 鯖江市水落町2丁目25-1 0	越前市武生体育センター 越前市今立体育センター 越前市月尾山村広場 越前市月尾サザセンター 越前市今立グートボール場 越前市服間改善センター 越前市今立テニスコート 越前市もやいの郷・農楽園運 動広場 坂井市海浜自然公園	越前市妙法寺町36-2-1 越前市矢放町21-19-1 越前市行松町25-10 越前市岩本町1-9 越前市杉尾町24-1 越前市轟井町21-29-1 越前市野岡町36-1 越前市藤木町12-39-1 越前市山室町5-1 越前市横住町45-12
三国運動公園	坂井市三国町安島36字72 番 坂井市三国町運動公園一丁目 4-1	三国運動公園	坂井市三国町安島36字72 番 坂井市三国町運動公園一丁目 4-1

加戸体育館	坂井市三国町加戸136-7-7	春江テニス場	14
三国艇庫	坂井市三国町米ヶ脇四丁目9-1	坂井グラウンド	11
新保体育館	坂井市三国町新保37-1-25	坂井屋内スポーツセンター	-1
三国体育館	坂井市三国町中央一丁目6-2	坂井武道館	-3
三国グラウンド	坂井市三国町中央一丁目6-2	坂井体育館	坂井市坂井町上新庄14-3
臨海体育館	坂井市三国町米納津47-192	東十郷中央公園	坂井市坂井町下新庄19-7-1
三国木部体育館	坂井市三国町楽円30-1	松岡庭球場	坂井市坂井町長畑22-17-1
丸岡ゲートボール場	坂井市丸岡町愛宕6	松岡河川公園	吉田郡永平寺町松岡石舟1-23
丸岡今福体育館	坂井市丸岡町今福13-27	松岡総合運動公園 (y o u m e (ユム)パーク)	吉田郡永平寺町松岡湯谷33-1-1
丸岡武道館	坂井市丸岡町今福13-29	松岡B&G海洋センター	吉田郡永平寺町松岡湯谷53-8-1
丸岡運動公園テニス場	坂井市丸岡町内田16-1	浄法寺山青少年旅行村	吉田郡永平寺町上浄法寺68-1-2
丸岡運動公園多目的屋内スポーツセンター	坂井市丸岡町内田16-1	永平寺緑の村運動広場	吉田郡永平寺町山9-4-1
震ヶ城公園屋内球技練習場	坂井市丸岡町霞町1丁目592	永平寺緑の村ふれあいセンター	吉田郡永平寺町山10-1
丸岡体育館	坂井市丸岡町熊堂3-1-6	上志比グラウンド	吉田郡永平寺町石上28-55
鳴鹿テニス場	坂井市丸岡町上金屋9-13	吉峰寺キヤンプ場	吉田郡永平寺町吉峰4-1
丸岡情報団地公園テニス場	坂井市丸岡町長崎6-77	池田町民庭球場	今立郡池田町稲荷
丸岡スポーツランド	坂井市丸岡町長崎6-77	池田町グラウンド	今立郡池田町稲荷
丸岡B&G海洋センター	坂井市丸岡町長崎6-77	池田町民体育館	今立郡池田町志津原
江留上公園グラウンド	坂井市春江町江留上錦207	冠山青少年旅行村	今立郡池田町菅生
春江B&G海洋センター	坂井市春江町正蓮花21-7	菅生グラウンド	今立郡池田町菅生23-42
春江東グラウンド	坂井市春江町正蓮花21-12-1	農村de合宿キヤンプセンター	今立郡池田町野尻
春江ゲートボール場	坂井市春江町随志寺20-30-1	野尻グラウンド	今立郡池田町野尻15-7
春江北グラウンド	坂井市春江町中庄13-2	池田町高齢者等活動促進広場	
春江体育館	坂井市春江町西太郎丸12-		

水海体育館	今立郡池田町水海62-3	高佐多目的運動場	丹生郡越前町高佐
池田町B&G海洋センター	今立郡池田町山田20-13	織田中央公園グラウンド	丹生郡越前町下河原37
南条勤労者体育センター	1-1	織田中央公園テニスコート	丹生郡越前町下河原37
柳山テニス場	14-6	織田中央公園ゲートボール場	丹生郡越前町下河原37
南条農村総合運動公園グラウンド	9	越前町営織田勤労者体育館	丹生郡越前町下河原37-1
今庄グラウンド	6-1	萩野グラウンド	6-6
今庄地区屋内体育館	南条郡南越前町牧谷123-6-1	美浜町総合運動公園	丹生郡越前町細野
鹿茸地区屋内体育館	南条郡南越前町今庄26-7	美浜町B&G海洋センター	三方郡美浜町久々子26-3
堺地区屋内体育館	0	美浜町ふれあい広場	三方郡美浜町久々子29-4-1
桜橋総合運動公園	5-1	美浜町東地区プール	三方郡美浜町佐田64-1-3
越前町営朝日総合運動場	1	高浜町B&G海洋センター	三方郡美浜町高森1-1
越前町朝日B&G海洋センター	南条郡南越前町赤萩38-1	高浜町立和田球場	大飯郡高浜町高森1-1
朝日体育館	丹生郡越前町朝日22-35	高浜町立和田テニスコート	大飯郡高浜町中山13-26-1
越前町営球技場	丹生郡越前町上川去11字1-1	青葉ふれあいドーム	大飯郡高浜町中山13-26-6
越前町営朝日南プール	7	高浜町立西地区体育館	大飯郡高浜町中山44-5
越前町朝日弓道場	丹生郡越前町佐々生33-9	青葉総合グラウンド野球場	大飯郡高浜町中山44-5
越前町営宮崎プール	5	青葉総合グラウンドテニスコート	大飯郡高浜町中山44-5
越前町営宮崎農村環境改善センター	丹生郡越前町江波119-2	高浜町立野球場	大飯郡高浜町宮崎92-1-1
越前町陶芸村スポーツ広場	丹生郡越前町江波122-1	高浜町立中央体育館	大飯郡高浜町宮崎92-1-1
越前町営宮崎総合運動場	丹生郡越前町小曾原	おおい町名田庄総合運動場	大飯郡おおい町名田庄三重48-29
越前町八田農村広場	丹生郡越前町八田	おおい町総合運動公園	大飯郡おおい町成和2-1-1
越前町営越前体育館	丹生郡越前町梅浦60-1-1	おおい町さぶり川公園	大飯郡おおい町万願寺27-81
		若狭町三方自然休養村農村広	三方上中郡若狭町中央

場	若狭町かみなか農村運動広場	三方上中郡若狭町市場 8-2
	若狭町上中体育館	7 三方上中郡若狭町市場 13-8
	多目的交流広場	三方上中郡若狭町北前川 26-10
	若狭町あじさい広場	三方上中郡若狭町下タ中 11-1-1
へき地保育所	宮川保育園	小浜市竹長 14-13-5
	内浦保育所	大飯郡高浜町山中 107-26
	岬保育所	三方上中郡若狭町小川 12-1
児童相談所	福井県嶺南振興局敦賀児童相談所	敦賀市角鹿町 1-32
青少年ホーム	鯖江市勤労青少年ホーム	鯖江市水落町 2丁目 24-2
働く婦人の家	小浜市働く婦人の家	小浜市大手町 4-1
	夢みらい館・さばえ	鯖江市三六町 1丁目 4-20
	越前市式部ふれあい館	越前市国高 1丁目 13-11
公園	三里浜緩衝緑地	福井市白方町他、坂井市三国町新保他
	臨海中央公園	福井市白方町、坂井市三国町米納津
	若狭の里公園	小浜市遠敷 2丁目
	若狭総合公園	小浜市北塩屋
	奥越ふれあい公園	大野市上篠座
	トリムパークかなづ	あわら市山室
	丹南総合公園	越前市余田町
	総合グリーンセンター	坂井市丸岡町楽間 15
	越前陶芸公園	丹生郡越前町小曾原
	つくし野北公園	福井市つくし野 1丁目
	旭公園	敦賀市相生町
	蒔生野公園	敦賀市蒔生野
	栗野南第 1 公園	敦賀市公文名
	清水第 1 公園	敦賀市清水町 2丁目

松島第 1 公園	敦賀市呉竹町 1丁目
境公園	敦賀市栄新町
蓬萊公園	敦賀市桜町
昭和第 3 公園	敦賀市昭和町 1丁目
昭和第 1 公園	敦賀市昭和町 2丁目
清水第 2 公園	敦賀市白銀町
和久野第 1 公園	敦賀市新和町 1丁目
和久野第 2 公園	敦賀市新和町 2丁目
和久野中央公園	敦賀市新和町 2丁目
松島第 2 公園	敦賀市中央町 1丁目
津内公園	敦賀市津内町
東洋公園	敦賀市東洋町
牛丸公園	敦賀市野神
昭和第 2 公園	敦賀市野神
西ノ森公園	敦賀市野神
本町第 1 公園	敦賀市本町 1丁目
本町第 2 公園	敦賀市本町 1丁目
本町第 3 公園	敦賀市本町 2丁目
舞崎第 1 公園	敦賀市舞崎町 2丁目
舞崎第 2 公園	敦賀市舞崎町 2丁目
松島第 4 公園	敦賀市松島
松島第 6 公園	敦賀市松島
三島公園	敦賀市三島
三島第 2 公園	敦賀市三島
石蔵公園	敦賀市道口
大島公園	敦賀市元町
山泉公園	敦賀市山泉
青井第一公園	小浜市青井
青井第二公園	小浜市青井
中央公園	小浜市大手町
遠敷第四公園	小浜市遠敷 2丁目
遠敷第五公園	小浜市遠敷 3丁目
遠敷第三公園	小浜市遠敷 6丁目
遠敷第二公園	小浜市遠敷 8丁目
遠敷第一公園	小浜市遠敷 10丁目
小浜公園	小浜市小浜香取

三の堀公園	小浜市小浜清滝	さくら公園	大野市陽明町1丁目101
西部児童公園	小浜市小浜白鳥	陽明公園	大野市陽明町3丁目702
台場浜公園	小浜市川崎2丁目	吉野公園	大野市吉野町701
千種公園	小浜市千種2丁目	若杉公園	大野市若杉町1001
内浜田公園	小浜市松ヶ崎2丁目	南部第1公園	勝山市旭町1丁目225
松ヶ崎公園	小浜市松ヶ崎2丁目	南部第2公園	勝山市旭町2丁目331
北公園	小浜市水取2丁目	南部第3公園	勝山市旭町2丁目521
南公園	小浜市水取3丁目	南部第4公園	勝山市旭町2丁目736
湊公園	小浜市水取4丁目	新保第1公園	勝山市荒土町新保11字
南川第一公園	小浜市南川町	荒土公園	勝山市荒土町新保12字
南川第二公園	小浜市南川町	猪野公園	勝山市猪野6字、12字
東公園	小浜市四谷町	勝山駅西公園	勝山市暹羽町比高35字53
四谷公園	小浜市四谷町	片瀬第2公園	勝山市片瀬34字
義景公園	大野市119字1番	片瀬第1公園	勝山市片瀬町1丁目426
山王公園	大野市218字2	昭和町公園	勝山市勝山62字9の1の一部、9の2の一部
茜公園	大野市茜107	北部第3公園	勝山市都町1丁目93
駅東公園	大野市有明町1201	北部第2公園	勝山市都町2丁目15
右近次郎公園	大野市右近次郎40字83	後町公園	勝山市栄町1丁目5
本願清水公園	大野市大野108字	栄町公園	勝山市栄町3丁目
春日公園	大野市春日3丁目912	毛屋公園	勝山市下毛屋18字
資母郷公園	大野市庄林9字40-20	元禄公園	勝山市昭和町1丁目1番115
有終公園	大野市神明140字2-1	北部第1公園	勝山市滝波町1丁目6番、8番
神明公園	大野市神明上85	刀清水公園	勝山市滝波町2丁目202
さいわい公園	大野市神明町701	滝波公園	勝山市滝波町3丁目501
清和公園	大野市清和町401	立川第1公園	勝山市立川町1丁目601
寺前公園	大野市中荒井町1丁目201	立川第2公園	勝山市立川町1丁目836-1
荒井公園	大野市中荒井町2丁目203	大清水公園	勝山市本町1丁目
滝ヶ花公園	大野市中野58字	新保第2公園	勝山市村岡町滝波41字
東中野公園	大野市中野63字	中央公園	勝山市元町1丁目5
中ノ堂公園	大野市中挟2丁目301	元町第2公園	勝山市元町2丁目18
きよたき公園	大野市中挟3丁目401	北部第4公園	勝山市芳野町2丁目22
中挟公園	大野市中挟町701	有定第1公園	鯖江市有定町2丁目905
東中公園	大野市東中町1101		
三角公園	大野市美川町1201		
美里公園	大野市美里町401		
弥生公園	大野市弥生町401		

上河端公園	鯖江市上河端町3 4字	神明東第4公園	鯖江市水落町3丁目1 4 0 1
上鯖江第1公園	鯖江市上鯖江2丁目	神明東第3公園	鯖江市水落町4丁目1 3 0 1
神中第1公園	鯖江市神中町1丁目3 0 8	神明東第2公園	鯖江市水落町4丁目1 6 0 1
神中第2公園	鯖江市神中町1丁目3 0 8	宮前公園	鯖江市宮前1丁目8 2 9
河和田第1公園	鯖江市北中町2 2 3	御幸第4公園	鯖江市御幸町2丁目2 1 9
北野第1公園	鯖江市北野町1丁目2 0 1	御幸第3公園	鯖江市御幸町2丁目1 5 2 5
北野第2公園	鯖江市北野町2丁目6 0 2	御幸第1公園	鯖江市御幸町3丁目7 0 2
東鯖江第7公園	鯖江市五郎丸町1 4 2	御幸第2公園	鯖江市御幸町3丁目1 0 0 4
五郎丸南公園	鯖江市五郎丸町2 4 7	東鯖江第3公園	鯖江市柳町3丁目7 0 5
五郎丸湧水公園	鯖江市定次町1 5 字	東鯖江第1公園	鯖江市柳町4丁目7 0 7
定次公園	鯖江市定次町4 2	東鯖江第5公園	鯖江市横江町2丁目2 0 7
東鯖江第6公園	鯖江市定次町1 7 8	吉江第2公園	鯖江市吉江町4 1 2
三六公園	鯖江市三六町1丁目4 3 0	吉江第1公園	鯖江市吉江町6 0 9
三六自然公園	鯖江市三六町1丁目1 6 0 0	田中温泉公園	あわらし温泉3丁目1 0 1 0
下河端公園	鯖江市下河端町7 2 字	舟津温泉公園	あわらし温泉5丁目4 0 1
下河端1号公園	鯖江市下河端町3 1 6 番地	北潟湖畔公園	あわらし北潟1 5 3 字1 3 7 番地
下河端2号公園	鯖江市下河端町6 0 6 番地	西公園	あわらし西温泉1丁目8 0 1
下河端さくら公園	鯖江市下河端町1 1 0 1 番地	東公園	あわらし東温泉2丁目1 0 2
神明東第1公園	鯖江市神明町2丁目2 4 1 7	芦原児童公園	あわらし市二面3 2 字6 - 2
東鯖江第4公園	鯖江市新横江2丁目1 1 4	二面1号公園	あわらし市二面1丁目3 0 1
住吉第1公園	鯖江市住吉町1丁目3 2 0	二面2号公園	あわらし市二面3丁目3 0 1
住吉第2公園	鯖江市住吉町2丁目1 1 0 1	二面3号公園	あわらし市二面5丁目5 0 6
ひまわり公園	鯖江市住吉町3丁目4 0 1	温泉発祥地公園	あわらし市堀江十楽1 字2 8
住吉第3公園	鯖江市住吉町3丁目1 3 0 1	新街区公園	あわらし市市姫4丁目
札第1公園	鯖江市札町1 7 字	住吉街区公園	あわらし市大溝2丁目
札第2公園	鯖江市札町1 7 字	新用街区公園	あわらし市大溝3丁目
北部第3公園	鯖江市札町4 1 0	クレヨンランドかなづ	あわらし市大溝3丁目1 2 0 1 番地
東鯖江第2公園	鯖江市東鯖江2丁目2 0 6	名泉郷児童公園	あわらし市下金屋3 2 字1 - 1 3 1
舟枝公園	鯖江市舟枝町9 字	坂ノ下児童公園	あわらし市花乃杜1 丁目2 3 0 1
舟津第1公園	鯖江市舟津町4丁目2 0 8	若葉台街区公園	あわらし市花乃杜3 丁目
舟津第2公園	鯖江市舟津町4丁目4 0 1	向山児童公園	あわらし市花乃杜4 丁目1 0 0 2
北部第2公園	鯖江市丸山町1丁目7 1 8		
北部第1公園	鯖江市丸山町2丁目1 1 0 2		
水落北公園	鯖江市水落町1丁目1 2 0 1		
水落東第2公園	鯖江市水落町2丁目2 4 4 2		
水落東第1公園	鯖江市水落町2丁目2 9 0 1		

駅前児童公園	あわらし春宮1丁目529-1	越前市武生芝原公園	越前市芝原5丁目
中央児童公園	あわらし春宮2丁目2219	越前市朝霞公園	越前市四郎丸町
春日児童公園	あわらし春宮3丁目635-1	越前市こまどり第一公園	越前市四郎丸町
昭和公園	あわらし市矢地40字	越前市白崎公園	越前市白崎町
汀児童公園	あわらし市吉崎1丁目12	越前市千福公園	越前市千福町
越前市家久公園	越前市家久町	越前市千福第二公園	越前市千福町
越前市家久スポーツ公園	越前市家久町	越前市高木町弘運動公園	越前市高木町
越前市家久南部公園	越前市家久町	越前市高瀬公園	越前市高瀬1丁目
越前市柳原公園	越前市家久町	越前市武生中央公園	越前市高瀬2丁目
越前市ライオンスの丘公園	越前市池ノ上町	越前市陣屋第一公園	越前市高森町
越前市ライオンスの丘第二公園	越前市池ノ上町	越前市陣屋第二公園	越前市高森町
越前市稲寄第一公園	越前市稲寄町	越前市福万公園	越前市塚町
越前市瓜生公園	越前市瓜生町	越前市月見公園	越前市月見町
越前市瓜生水と緑公園	越前市瓜生町	越前市長土呂公園	越前市長土呂町
越前市桜が丘公園	越前市大虫町	越前市駿公園	越前市駿町
越前市押田公園	越前市押田1丁目	越前市今立中央公園	越前市野岡町
越前市羽衣公園	越前市上太田町	越前市野上公園	越前市野上2丁目
越前市片屋公園	越前市片屋町	越前市八幡公園	越前市八幡1丁目
越前市北府ふれあい公園	越前市北府4丁目	越前市南元公園	越前市東千福町
越前市武生きたご公園	越前市北府4丁目	越前市姫川公園	越前市姫川2丁目
越前市唐松公園	越前市北千福町	越前市加茂公園	越前市平出1丁目
越前市北山公園	越前市北山町	越前市石原公園	越前市平出2丁目
越前市西ノ郷第一公園	越前市北山町	越前市西浦公園	越前市平出2丁目
越前市国高さくら公園	越前市国高1丁目	越前市五郎公園	越前市平出3丁目
越前市国高フラー公園	越前市国高2丁目	越前市枚井手公園	越前市平出3丁目
越前市夕陽公園	越前市国高2丁目	越前市新小野ふれあい公園	越前市広瀬町
越前市ひまわり公園	越前市小松2丁目	越前市ひばりが丘第一公園	越前市広瀬町
越前市朝霧公園	越前市沢町	越前市ひばりが丘第二公園	越前市広瀬町
越前市日の出公園	越前市沢町	越前市茶の木公園	越前市富士見が丘1丁目
越前市芝原第一公園	越前市芝原1丁目	越前市文京公園	越前市文京2丁目
越前市芝原第二公園	越前市芝原1丁目	越前市八ツ杉自然公園	越前市別印町
越前市芝原公園	越前市芝原5丁目	越前市錦公園	越前市堀川町
		越前市帆山公園	越前市帆山町

越前市上本保団地公園	越前市本保町	岩崎公園	坂井市三国町山王4丁目
越前市三ツ口公園	越前市三ツ口町	桜谷公園	坂井市三国町山王6丁目
越前市あかしや公園	越前市宮谷町	新宿みなみ公園	坂井市三国町新宿1丁目
越前市武生東運動公園	越前市宮谷町	新宿きた公園	坂井市三国町新宿2丁目
越前市神山南部式部公園	越前市妙法寺町	新宿なか公園	坂井市三国町新宿2丁目
越前市妙法寺公園	越前市妙法寺町	松原公園	坂井市三国町新保3丁目
越前市常久徳神遺跡公園	越前市妙法寺町	新保緑園公園	坂井市三国町新保4丁目
越前市向が丘公園	越前市向が丘町	滝谷公園	坂井市三国町滝谷3丁目
越前市村国芦山第一公園	越前市村国2丁目	真砂山公園	坂井市三国町滝谷3丁目
越前市村国芦山第二公園	越前市村国2丁目	西谷公園	坂井市三国町西谷10丁目
越前市梨ノ木公園	越前市村国3丁目	三国東きた公園	坂井市三国町三国東1丁目
越前市城間出公園	越前市村国3丁目	三国東みなみ公園	坂井市三国町三国東3丁目
越前市村国公園	越前市村国3丁目	味坂公園	坂井市三国町緑ヶ丘2丁目
越前市芦山公園	越前市村国町	青空第1公園	坂井市三国町緑ヶ丘4丁目
越前市日野川河川緑地	越前市村国町、堀川町	丸岡朝陽公園	坂井市丸岡町朝陽1丁目22
越前市わかすぎ公園	越前市行松町	一本田公園	6 坂井市丸岡町一本田5字72
越前市余川公園	越前市余川町	今福公園	坂井市丸岡町今福18字3
越前市西の宮公園	越前市横根町	震ヶ丘公園	坂井市丸岡町震ヶ丘3丁目1
越前市八王子公園	越前市横市町	震ヶ城ふれあい広場	9 坂井市丸岡町震町3丁目1-
越前市花籃公園	越前市栗田部町	北横地公園	2 坂井市丸岡町北横地1丁目4
越前市富永公園	越前市栗田部町	丸岡情報団地公園	7 坂井市丸岡町熊堂3字1-6
越前市馬場公園	越前市栗田部町	城北第2公園	坂井市丸岡町城北2丁目32
越前市栗田部児童公園	越前市栗田部町中央1丁目	城北第1公園	坂井市丸岡町城北6丁目14
越前市今立南部公園	越前市岩本町	東陽公園	坂井市丸岡町東陽2丁目23
越前市岩本公園	越前市岩本町	寅国公園	1 坂井市丸岡町寅国3字10
越前市不老公園	越前市不老町	西瓜屋公園	坂井市丸岡町西瓜屋5字37
越前市越前和紙の里公園	越前市大滝町、岩本町、新在家町、定友町	いちい野北公園	坂井市春江町いちい野北
越前市小次郎公園	越前市北坂下町	江留上旭公園	坂井市春江町江留上旭
越前市新在家公園	越前市新在家町	昭和公園	坂井市春江町江留上昭和
越前市逢坂山公園	越前市野岡町	新町公園	坂井市春江町江留上新町
青空第2公園	坂井市三国町運動公園2丁目		
青空第3公園	坂井市三国町運動公園2丁目		
米ヶ脇公園	坂井市三国町米ヶ脇5丁目		
中元公園	坂井市三国町山王2丁目		

日の出公園	坂井市春江町江留上日の出
緑公園	坂井市春江町江留上緑
江留下公園	坂井市春江町江留下屋敷
江留中第1公園	坂井市春江町江留中
江留中第2公園	坂井市春江町江留中
江留中第3公園	坂井市春江町江留中
沖布日豊島公園	坂井市春江町沖布日
上小森室町公園	坂井市春江町上小森
金剛寺美幸公園	坂井市春江町金剛寺
境大和公園	坂井市春江町境
境公園	坂井市春江町境上町
春江中央公園	坂井市春江町随応寺
春日野第1公園	坂井市春江町千歩寺
春日野第2公園	坂井市春江町千歩寺
高江京町公園	坂井市春江町高江
田端公園	坂井市春江町田端
亀ヶ久保公園	坂井市春江町为国亀ヶ久保
为国公園	坂井市春江町为国西の宮
平成公園	坂井市春江町为国平成
中筋第1公園	坂井市春江町中筋大手
中筋第3公園	坂井市春江町中筋春日
中筋第2公園	坂井市春江町中筋北浦
三ツ屋公園	坂井市春江町中筋三ツ屋
西太郎丸矢島公園	坂井市春江町西太郎丸
西太郎丸公園	坂井市春江町西太郎丸
西長田木船公園	坂井市春江町西長田
藤鷲塚公園	坂井市春江町藤鷲塚
本堂公園	坂井市春江町本堂
朝日公園	坂井市坂井町朝日3丁目15
新庄第1公園	坂井市坂井町新庄1丁目13
新庄第2公園	6 坂井市坂井町新庄2丁目30
東荒井公園	8 坂井市坂井町東荒井13字2
新福島公園	坂井市坂井町福島6字21-8

北宮領公園	坂井市坂井町宮領38字1-11
宮領公園	坂井市坂井町宮領43字3-1
西公園	吉田郡永平寺町松岡葵3丁目
中央公園	吉田郡永平寺町松岡春日1丁目
東公園	吉田郡永平寺町松岡薬師1丁目
朝日中央公園	丹生郡越前町西田中
朝日東部2号公園	丹生郡越前町西田中2丁目
朝日東部3号公園	丹生郡越前町東内郡3丁目
朝日東部1号公園	丹生郡越前町東内郡4丁目
江波児童公園	丹生郡越前町江波
櫻津児童公園	丹生郡越前町櫻津
栄公園	三方郡美浜町木野
南市公園	三方郡美浜町南市
城山公園	大飯郡高浜町事代
池田山公園	大飯郡高浜町西三松
南区公園	大飯郡高浜町南団地
東公園	大飯郡高浜町宮崎
五色山公園	大飯郡高浜町山中
湯谷緑地公園	大飯郡高浜町湯谷
東スカ公園	大飯郡高浜町和田
安土山公園	大飯郡高浜町和田

福井県告示第115号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月26日

福井県知事 杉本 達治

1 調査を行った者の名称

大野市

2 調査を行った期間

令和3年6月から令和5年3月まで

- 3 調査を行った地域
大野市 (大字菖蒲池 I 区域)
- 4 成果の名称
大野市 (大字菖蒲池 I 区域) の地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日
令和 6 年 3 月 5 日

福井県告示第 116 号

国土調査法 (昭和 26 年法律第 180 号) 第 19 条第 2 項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 26 日

福井県知事 杉本 達治

- 1 調査を行った者の名称
南越前町
- 2 調査を行った期間
平成 30 年 10 月から令和 2 年 12 月まで
- 3 調査を行った地域
南越前町湯尾地区 (湯尾①)
- 4 成果の名称
南越前町湯尾地区 (湯尾①) の地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日
令和 6 年 3 月 5 日

福井県告示第 117 号

国土調査法 (昭和 26 年法律第 180 号) 第 19 条第 2 項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 26 日

福井県知事 杉本 達治

- 1 調査を行った者の名称
坂井市
- 2 調査を行った期間
令和 2 年 8 月から令和 5 年 3 月まで
- 3 調査を行った地域
坂井市 (三国町米ヶ脇・宿の一部)
- 4 成果の名称
坂井市 (三国町米ヶ脇・宿の一部) の地籍図および地籍簿

- 5 認証年月日
令和 6 年 3 月 6 日

福井県告示第 118 号

国土調査法 (昭和 26 年法律第 180 号) 第 19 条第 2 項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 26 日

福井県知事 杉本 達治

- 1 調査を行った者の名称
福井市
- 2 調査を行った期間
平成 26 年 7 月から平成 29 年 3 月まで
- 3 調査を行った地域
福井市半田町の一部
- 4 成果の名称
福井市半田町の一部の地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日
令和 6 年 3 月 6 日

福井県告示第 119 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、同法第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 26 日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定納付受託者の名称および住所
GMオンナソーシャルゲート株式会社
東京都渋谷区道玄坂一丁目 14 番 6 号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
福井駅西口地下駐車場使用料
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和 6 年 3 月 13 日から契約期間満了まで

福井県告示第 120 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、同法第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定により、

次のとおり告示する。

令和6年3月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定納付受託者の名称および住所
株式会社日本コンラックス
埼玉県坂戸市千代田5丁目3番8号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
福井駅東口駐車場使用料
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和6年3月14日から契約期間満了まで

福井県告示第121号

一般県道羽賀東小浜停車場線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和6年3月26日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位： メートル)	延長 (単位： メートル)
一般県道	羽賀東小浜停車場線	新	小浜市熊野41号茶津 21番2から 小浜市熊野38号三反 田4番2地先まで	8.9 ～ 22.7	420.0
		旧	小浜市熊野41号茶津 21番2から 小浜市熊野38号三反 田4番2地先まで	8.5 ～ 14.0	420.5

福井県告示第122号

主要地方道清水美山線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年3月

26日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位： メートル)	延長 (単位： メートル)
主要地方道	清水美山線	新	福井市半田町17字大 蔵田4番2地先から 福井市半田町19字下 遠屋111番まで	14.6 ～ 42.1	118.1
		旧	福井市半田町17字大 蔵田4番2から 福井市半田町19字下 遠屋111番まで	17.7 ～ 27.9	118.1

福井県告示第123号

一般県道三国丸岡停車場線の下記区間において、交通安全施設整備工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および三国土木事務所において、令和6年3月26日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位： メートル)	延長 (単位： メートル)
一般県道	三国丸岡停車場線	新	坂井市坂井町下新庄1 字御定島20番2から 坂井市坂井町下新庄1 字御定島34番2まで	12.4 ～ 15.9	152.4
		旧	坂井市坂井町下新庄1 字御定島20番4から 坂井市坂井町下新庄1 字御定島34番2まで	10.5 ～ 11.5	152.4

福井県告示第124号

主要地方道篠尾勝山線の下記区間において、歩道整備工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和6年3月26日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
主要地方道	篠尾勝山線	新	勝山市鹿谷町本郷27 字芝草17番1から 勝山市鹿谷町本郷27 字芝草17番1まで	8.9 ～ 9.1	21.6
		旧	勝山市鹿谷町本郷27 字芝草17番3から 勝山市鹿谷町本郷27 字芝草17番3まで	7.3 ～ 7.5	21.6

福井県告示第125号

一般県道板倉高江線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および三国土木事務所において、令和6年3月26日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般県道	板倉高江線	新	坂井市丸岡町下安田3 字瓜屋26番2から 坂井市丸岡町下安田5 字丁田15番2まで	9.8 ～ 15.9	66.7
		旧	坂井市丸岡町下安田3 字瓜屋26番3から	8.8	

令和6年3月26日（火）

旧	～	66.7
坂井市丸岡町下安田5 字丁田14番3まで	9.8	

福井県告示第126号

一般県道山榑林線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および敦賀土木事務所において、令和6年3月26日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	山榑林線	敦賀市榑林4号下崩し3 番8から 敦賀市砂流35号神主前 5番25まで	令和6年 3月29日

福井県告示第127号

一般県道羽賀東小浜停車場線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和6年3月26日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	羽賀東小浜停車場線	小浜市熊野43号滝前5 番2から 小浜市熊野38号三反田 4番2まで	令和6年 3月31日

福井県告示第128号

主要地方道清水美山線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年3月26日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	清水美山線	福井市半田町17字大蔵田4番2地先から福井市半田町19字下遠屋112番まで	令和6年3月29日

福井県告示第129号

一般県道三国丸岡停車場線の下記区間において、交通安全施設整備工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および三国土木事務所において、令和6年3月26日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	三国丸岡停車場線	坂井市坂井町下新庄1字御定島20番2から坂井市坂井町下新庄1字御定島34番6まで	令和6年3月31日

福井県告示第130号

主要地方道篠尾勝山線の下記区間において、歩道整備工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和6年3月26日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	篠尾勝山線	勝山市鹿谷町本郷27字芝草12番18から勝山市鹿谷町本郷27字芝草18番5まで	令和6年3月26日

福井県告示第131号

一般県道板倉高江線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および三国土木事務所において、令和6年3月26日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	板倉高江線	坂井市丸岡町下安田3字瓜屋26番2から坂井市丸岡町下安田5字丁田15番2まで	令和6年3月31日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルを実施するの
で、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82
号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 企画提案書の提出を求める事項
 - (1) 業務名
福井県予算編成システム再構築および運用保守業務
 - (2) 履行期間
契約締結日から令和12年3月31日（日）まで
 - (3) 業務内容
「福井県予算編成システム再構築および運用保守業務仕様書」のとおり
 - (4) 履行場所
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県庁舎内
- 2 企画提案書を提出できる者の要件
企画提案書を提出することができる者は、一の個人もしくは法人または共同企業体であつて、それぞれ福井県予算編成システム再構築および運用保守業務に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けた者とする。
 - (1) 個人または法人
 - ア 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
 - ウ 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - エ 受審資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - オ 福井県に事務所または事業所を有する者にあつては、全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
 - カ 国の本省、都道府県、政令指定都市等、本県と同規模以上の職員数を擁する行政

組織において、元請として予算編成システムの導入・開発および運用・保守を実施した実績を有する者であること。

キ 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しない者であること。

- (ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - (ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - (エ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - (オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (2) 共同企業体
- ア (1)のアからオまでおよびキに掲げる要件の全てを満たす個人または法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。
- (イ) 共同企業体の名称
 - (ウ) 構成員の名称および所在地
 - (エ) 代表構成員の名称および権限
 - (オ) 構成員の出資割合
 - (カ) 各構成員の責任
 - (キ) 利益金および欠損金の配当ならびに負担の割合
 - (ク) 取引金融機関の名称
 - (ケ) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置
 - (コ) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続または解散に対する措置
 - (サ) 共同企業体解散後の契約不適合責任
なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ本県と協議すること。
 - イ 共同企業体の代表構成員が(1)カに掲げる要件を満たすこと。

ウ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。
エ 全ての構成員が、本件提案に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

オ 3に定めるところにより受審資格認定申請書等を提出し、本件提案に係る受審資格を有することについて本県知事から確認を受けていること。

3 受審資格の認定の申請手続等

(1) 受審資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならぬ。

ア 提出書類および部数
受審資格認定申請書(様式1) 他、必要書類 1部

イ 提出方法
持参または配達証明付き郵便によること。

ウ 提出期限
令和6年4月5日(金) 17時まで(必着)

なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。

エ 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する部局の所在地および名称
〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県総務部財政課

電話 0776-20-0232

オ 提出資料の様式等

実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。

(ア) 交付期間

令和6年3月26日(火) から令和6年4月5日(金) まで(土、日、祝日を除く。)の9時から17時までとする。

(イ) 交付場所

3(1)エに同じ。

なお、福井県ホームページ(<https://www.pref.fukui.lg.jp>)からもダウンロードすることができる。

(2) 受審資格の認定時期

受審資格の認定は、令和6年4月9日(火) までに行う。

(3) 受審資格の認定結果

書面により申請者に通知する。

(4) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、令和6年4月16日(火) 17時までに、説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所に提出しなければならぬ。

イ 県は、説明を求めた者に対して、令和6年4月19日(金) までに、書面により回答する。

4 本委託業務に関する質問事項

本委託業務に関する質問事項については、令和6年4月12日(金) 12時までに電子メールで文書(様式3)を提出すること(提出先: zaisei@pref.fukui.lg.jp)。

質問に対する回答は、電子メールにより、全ての受審資格認定者に対して一斉に行う。

5 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類および提出部数

ア 企画提案書 7部

イ アの電子データを収録した電子媒体 1部

(2) 提出方法

持参または配達証明付き郵便によること。

(3) 提出期限

令和6年5月7日(火) 12時まで(必着)

なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。

(4) 提出場所

3(1)エに同じ。

(5) 提出資料の様式等

3(1)オに同じ。

6 審査会および契約先候補者の選考等

(1) 審査会

審査委員会が、提出された企画提案書等に基づき審査を行う。

(2) 審査結果

審査結果については、採否に関わらず企画提案書を提出した者に書面で通知する。

なお、審査結果の異議申立ては、一切受け付けない。

(3) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

ア 選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、別途通知する日までに、その旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所へ提出しなければならない。

イ 県は、説明を求めた提案者に対しては、書面の提出があった日から10日以内に

書面により回答する。

7 その他

- (1) この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国の通貨に限る。
- (2) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた書類等は一切受け付けない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案に関する経費は、全額提案者負担とする。
- (5) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (6) 提案者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容についての説明を求めることがある。
- (7) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。

8 Summary

(1) Subject matter

Proposals for reconstruction and operations maintenance duties for the Fukui Prefecture Budget compilation system

(2) Time-limit for the submission of proposals

0:00P.M. 7th May 2024

(3) Contact point for the notice

Finance Division, Department of General Affairs, Fukui Prefectural Government, 3-17-1, Ohie, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580, Japan. (TEL 0776-20-0232)

福井足羽土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月1日に役員を就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年3月26日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏 名 住 所

理事 佐々木 祥晃 福井市上六条町24-29-1

理事 岡本 憲文 福井市下六条町28-25

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第2号

公印の改刻および廃止をしたので、福井県教育委員会公印規則（昭和35年福井県教育委員会規則第1号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

福井県教育委員会

改刻した公印

使用開始年月日 令和6年4月1日

規格 方2.3センチメートル

印影 福井県立福井農林高等学校校長印



廃止した公印

廃止年月日 令和6年4月1日

規格 方2.3センチメートル

印影 福井県立福井農林高等学校校長印



福井県教育委員会告示第3号

福井県立高等学校における主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月26日

福井県教育委員会

福井県立高等学校における主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数の一部を改正する告示

福井県立高等学校における主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数（令和2年福井県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

表中

理 数	物 理	2～10
理 数	化 学	2～10
理 数	生 物	2～10
理 数	地 学	2～10

を

理	数	物	理	3~10
理	数	化	学	3~10
理	数	生	物	3~10
理	数	地	学	3~10

に改める。

附 則

この告示は、令和6年3月26日から施行する。

企業管理規程

福井県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県企業管理規程第一号

福井県公営企業財務規程の一部を改正する規程

福井県公営企業財務規程(昭和三十七年福井県電気事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(入札保証金等)</p> <p>第四十六条の二 令第二十一条の十四に規定する入札保証金および契約保証金の率は福井県財務規則(昭和三十九年福井県規則第十一号。以下「財務規則」という。)の例による。</p> <p>(随意契約)</p> <p>第八十七条の二 令第二十一条の十三第一項第一号の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>2 令第二十一条の十三第一項第三号および第四号の管理規程で定める手続は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(損害賠償責任を負う職員の指定)</p> <p>第二百二条 法第三十四条の規定において準用する地方自治法(昭和二十二法律第六十七号)第二百四十三条の二の八第一項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員で企業管理規程で指定するものは、次の表の上欄に掲げる行為の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる損害賠償責任を負う職員とし、これらの職員は、故意または重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたことまたは怠つたことにより県に損害を与えたときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(入札保証金等)</p> <p>第四十六条の二 令第二十一条の十五に規定する入札保証金および契約保証金の率は福井県財務規則(昭和三十九年福井県規則第十一号。以下「財務規則」という。)の例による。</p> <p>(随意契約)</p> <p>第八十七条の二 令第二十一条の十四第一項第一号の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>2 令第二十一条の十四第一項第三号および第四号の管理規程で定める手続は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(損害賠償責任を負う職員の指定)</p> <p>第二百二条 法第三十四条の規定において準用する地方自治法(昭和二十二法律第六十七号)第二百四十三条の二の二第一項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員で企業管理規程で指定するものは、次の表の上欄に掲げる行為の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる損害賠償責任を負う職員とし、これらの職員は、故意または重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたことまたは怠つたことにより県に損害を与えたときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。</p>		
<p>一 一五 (略)</p> <p>行為の種類</p>	<p>(略)</p> <p>損害賠償責任を負う職員</p>	<p>一 一五 (略)</p> <p>行為の種類</p>	<p>(略)</p> <p>損害賠償責任を負う職員</p>

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

附則

令和六年三月二十六日発

行

発行人

〒九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号

福井県